

令和5年4月28日

保 護 者 様

新座市立小・中学校校長会

学校感染症における登校届の取扱いについて

保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、新座市立各小・中学校では、これまでお子様が学校感染症に罹患し、出席停止となった際には、登校を再開するにあたり、登校届を提出していただいております。

しかし、今般の新型コロナウイルス感染症における学校の対応に鑑みて、全ての学校感染症による出席停止について、登校する際の登校届の提出を求めないこととしました。

保護者の皆様におかれましては、裏面の「学校感染症と出席停止の基準」を参考にさせていただくとともに、医師の診断に基づいて登校を再開するようお願いいたします。

なお、学校感染症に罹患した際には、速やかに学校へ連絡いただくよう併せてお願いいたします。

【学校感染症と出席停止の基準】

感染症	出席停止の期間
インフルエンザ	発症後 5 日、かつ、解熱後 2 日が経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日間を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後、3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後、2 日を経過するまで
結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
コレラ	
細菌性赤痢	
腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
腸チフス	
パラチフス	
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て、全身状態が良ければ登校可能
ウイルス性肝炎 A 型・E 型	肝機能正常化後、登校可能
ウイルス性肝炎 B 型・C 型	出席停止不要
手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
伝染性紅斑（リンゴ病）	発疹のみで全身状態が良ければ登校可能
ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
感染性胃腸炎 （流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
アタマジラミ	出席可能（タオル、櫛、ブラシの共用は避ける）
伝染性軟属腫（水いぼ）	出席可能（多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける）
伝染性膿痂疹（とびひ）	出席可能（プール、入浴は避ける）